

○舞鶴市少年補導センター条例施行規則

昭和39年11月19日

規則第30号

改正 昭和40年11月29日規則第33号

平成15年3月31日規則第5号

平成28年3月29日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、舞鶴市少年補導センター条例(昭和39年条例第35号。以下「条例」という。)第6条の規定により条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平28規則3・一部改正)

(少年補導委員)

第2条 市長は、補導センターの事業の推進を図るため、子ども・若者支援会議条例(平成28年条例第2号)に基づく子ども・若者支援会議の推薦によって少年補導委員100人以内を委嘱する。

2 少年補導委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 少年補導委員は、次に掲げる条件を満たさなければならない。

(1) 月2回以上問題少年及び少年非行集団の早期発見、早期補導の業務に従事できる状態にあること。

(2) 舞鶴市内に住所又は勤務先があること。

(昭40規則33・平15規則5・一部改正、平28規則3・旧第6条繰上・一部改正)

(少年補導委員の業務及び服務)

第3条 少年補導委員は、業務計画に基づいて、原則として月2回以上問題少年等の早期発見、早期補導等の業務に従事する。

2 少年補導委員は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 業務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。

(2) 業務計画に基づいて街頭補導に従事する際は、少年補導委員証(別記様式)を携帯すること。

## 舞鶴市少年補導センター条例施行規則

(平15規則5・一部改正、平28規則3・旧第7条繰上)

(備付簿冊)

第4条 補導センターには、補導日誌を備え付けるものとする。

(平15規則5・一部改正、平28規則3・旧第8条繰上・一部改正)

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平28規則3・追加)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年11月29日規則第33号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に在職する少年補導委員の任期は、改正後の舞鶴市少年補導センター条例施行規則第6条第2項の規定にかかわらず、昭和41年3月31日までとする。

附 則(平成15年3月31日規則第5号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。